

建設工事等入札参加資格審査事務処理要領

平成 14 年 12 月 1 日 制 定	平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
平成 17 年 4 月 1 日 一部改正	平成 20 年 10 月 1 日 一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正	平成 23 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正	平成 24 年 10 月 1 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正	平成 27 年 2 月 1 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正	平成 29 年 3 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正	令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、府中市建設工事等指名競争入札参加者選定要綱（平成 11 年府中市告示第 69 号）第 2 条第 2 項及び第 4 項に基づき建設工事又は測量及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約又は委託契約を締結する場合の入札参加資格並びに格付基準及び当該資格の審査申請に関する事務処理について定めるものとする。

(資格審査の実施)

第 2 条 入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）は、2 年に 1 回定期に行うものとし、市長が必要と認めるときは随時に行うことができるものとする。

2 前項の資格審査は、建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）で行うものとする。

(資格審査申請)

第 3 条 市長は、第 2 条の審査を行おうとするときは、競争入札に参加しようとする者に建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 前項の申請書の提出時期は別に定める。

3 申請書の提出は、郵送、持参又は電子申請のいずれかの方法によるものとする。

4 第 1 項の申請書には次に掲げる書類を添付させ申請させるものとする。

(1) 建設工事

- ア 経営事項審査結果通知書等
- イ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書
- ウ 営業所一覧表
- エ 技術職員名簿
- オ 委任状
- カ 誓約書
- キ 専任技術者調書
- ク 印鑑証明書
- ケ 使用印鑑届

- コ 納税証明書及び完納証明書
- サ 登記簿謄本（法人のみ）
- シ その他特に指定したもの

(2) 測量及び建設コンサルタント等業務

- ア 登録証明書または現況報告書
- イ 営業所一覧表
- ウ 委任状
- エ 誓約書
- オ 有資格技術職員名簿
- カ 希望業務実績調書
- キ 印鑑証明書
- ク 使用印鑑届
- ケ 納税証明書及び完納証明書
- コ 財務諸表
- サ 登記簿謄本（法人のみ）
- シ その他特に指定したもの

5 市長は第1項の規定にかかわらず、申請者に対し、同項の申請書の提出に代えて、電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行わせることができる。この場合において、前項に掲げる書類のうち、市長が指定するものは、同項の規定にかかわらず、システムで定める様式により作成した電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

6 次の各号に該当する者は、申請書を提出することはできない。

(1) 建設工事

- ① 申請しようとする業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ② 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- ③ 前項に定める経営事項審査において、申請しようとする業種について年間平均完成工事高のない者（ただし、資格審査申請書を提出するまでに、その業種について施工実績があれば提出できる。）
- ④ 府中市に納付すべき市税（延滞金を含む。）の滞納がある者

(2) 測量及び建設コンサルタント等業務

- ① 申請しようとする業務について、必要な登録を受けていない者
- ② 申請しようとする業務について、年間平均実績高のない者（ただし、資格審査申請書を提出するまでに、その業種について施工実績があれば提出できる。）
- ③ 府中市に納付すべき市税（延滞金を含む。）の滞納がある者

（資格審査）

第4条 建設工事等の業者の資格審査は、適格審査と点数審査により行うものとする。

(適格審査)

第5条 適格審査は、申請書及びその添付書類又は電磁的記録を基礎とし申請書及びその添付書類入札参加資格業者としての適格性を審査するものとする。

2 前回の資格の認定以後2年間に、次の各号のいずれかに該当する行為をなした者は不適格とすることができる。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事材料等の品質数量に関し不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 工事及び業務の監督又は検査にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(点数審査)

第6条 建設業者の点数審査は、客観的事項及び主観的事項について、客観数値及び主観数値として点数を算出し、両点数を合計して総合数値を算出することにより審査する。

- (1) 客観的事項に係る点数とは、建設工事入札参加資格申請書を提出する際に添付された経営事項審査の結果において、業種ごとに算出された総合評点とする。
- (2) 主観的事項に係る点数の算出方法は、別に定める方法によるものとする。

2 測量及び建設コンサルタント等業者については、別に定める総合点数の算定要領に基づき算出した総合点数により審査する。

(資格の格付)

第7条 資格審査の結果、府中市建設工事等指名競争入札参加者選定要綱第2条第1項の規定に基づき資格を有すると認定した者（以下「有資格業者」という。）で、建設業者にあつては別表1建設工事業種別格付基準及び別表3業種別格付運用基準、測量及び建設コンサルタント等業者にあつては別表2測量及び建設コンサルタント等業務格付基準に基づき格付を行うものとする。

2 別表にない業種については格付を行わないものとする。

(市内業者等の認定)

第8条 有資格業者のうち、別に定める基準に基づき、市内業者及び準市内業者を認定するものとする。

(資格の通知)

第9条 第7条に基づき、有資格業者のうち、市内業者及び準市内業者については、資格認定通知書（別記様式）で通知するものとする。

2 前項の規定により通知した後、当該資格に変更があると認める者にあつては、審査会の審査を経てその資格を変更し、その旨を通知するものとする。

3 有資格業者について、入札参加資格者名簿に登載し公表するものとする。

(資格の有効期間)

第10条 第7条の規定により有資格者の資格の有効期間は、当該資格を認定した日の翌日から次回の定期の資格審査による資格認定の日までとする。

(資格の取消し)

第11条 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは直ちに審査会の審査を経て、当該資格の認定を取り消すものとする。

(1) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかったことが明らかとなったとき。

(2) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていないことが明らかとなったとき。

(委任)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

別表 1 建設工事業種別格付基準

土木一式工事

格付	格付基準		発注標準設計金額
A	総合数値	870以上	200万円以上
	技術者	1級2人以上を含め3人以上	
B	総合数値	750以上870未満	150万円以上 3500万円未満
	技術者	1級1人以上を含め2人以上	
C	総合数値	750未満	1000万円未満
	技術者	1級又は2級1人以上	
準市内	技術者	1級又は2級1人以上	500万円未満

舗装工事

格付	格付基準		発注標準設計金額
A	総合数値	700以上	150万円以上
	技術者	1級1人以上を含め3人以上	
B	総合数値	700未満	1000万円未満
	技術者	1級又は2級1人以上	

別表2 測量及び建設コンサルタント等業務格付基準

測量業務

格付	格付基準		発注標準設計金額
A	総合点数	200以上	250万円以上
B	総合点数	200未満	300万円未満

土木関係建設コンサルタント業務

格付	格付基準		発注標準設計金額
A	総合点数	200以上	250万円以上
B	総合点数	200未満	300万円未満

測量・土木関係建設コンサルタント業務

格付	格付基準		発注標準設計金額
A	総合点数	400以上	250万円以上
B	総合点数	400未満	300万円未満

別表3 業種別格付運用基準

- 1 新規格付の場合、市発注工事の元請としての施工実績を有しない者は、1ランク下位に格付ける。
- 2 下水道工事について
 - *土木一式工事の格付と同一とする。
 - *下水道工事を請負おうとする者は、「府中市排水設備指定工事店」の指定を受けた者であること。
- 3 解体工事について
 - *解体工事を請負おうとする者は、建設業法第3条第1項に規定による「土木工事業、建築工事業」のいずれかの許可又は「解体工事業」の許可を受けている者であること。ただし、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を有する者については、建設業法改正の経過措置として平成31年5月31日まで認めるものとする。
- 4 水道施設工事について
 - *水道工事を請負おうとする者は、「府中市指定給水装置工事事業者」の指定を受けている者で、過去三ヶ年において、「漏水工事など緊急対応」の実績がある者。
この場合において、実績確認は、上水下水道課が所有する水道修繕台帳によるものとする。
- 5 その他の工事について
 - (1) 宅内排水設備工事を請負おうとする者は、有資格業者でかつ「府中市排水設備指定工事店」の指定を受けた者であること。
 - (2) 公共柵取付工事（量水器設置工事を含む。）は、「府中市排水設備指定工事店」の指定を受けた者であれば、府中市建設工事等入札参加資格を有していない者でも請負うことができる。